

徳島県告示第八百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立産業観光交流センター	一般財団法人 徳島県観光協会	徳島市山城町東浜傍 示一番地一	令和三年四月一日から令和 八年三月三十一日まで
徳島県立あすたむらんど	株式会社ネオ ピエント	板野郡北島町太郎八 須字西ノ瀬三四番地 八	同